

令和 8 年 2 月定例県議会付議案

議案第 1 号 令和 8 年度鳥取県一般会計予算議案第 2 号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算議案第 3 号 同 鳥取県公債管理特別会計予算議案第 4 号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算議案第 5 号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算議案第 6 号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算議案第 7 号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算議案第 8 号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算議案第 9 号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算議案第 10 号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算議案第 11 号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算議案第 12 号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算議案第 13 号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算議案第 14 号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算議案第 15 号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算議案第 16 号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算議案第 17 号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算議案第 18 号 同 鳥取県営電気事業会計予算議案第 19 号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算議案第 20 号 同 鳥取県営埋立事業会計予算議案第 21 号 同 鳥取県営病院事業会計予算議案第 22 号 令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 11 号）議案第 23 号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）議案第 24 号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算（第 2 号）議案第 25 号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第 1 号）議案第 26 号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第27号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第3号）

議案第33号 鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例（くらしの安心推進課）

犯罪被害者等基本法及び鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、県及び県内市町村が拠出した基金を活用して支援金を交付するための措置を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものである。

（概要）

① 支援金の交付

ア 県は、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援金を交付するものとする。

- (ア) 死亡・重傷病緊急支援金
- (イ) 転居・防犯対策緊急支援金
- (ウ) 生活維持緊急支援金
- (エ) 再提訴等支援金
- (オ) 遺児等支援金

イ 支援金は、次の表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に定める額以下の額を交付するものとする。

| 種類 | 対象者 | 交付の上限額 |
|--------------|---|---|
| 死亡・重傷病緊急支援金 | 死亡 犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族 | 1の犯罪被害につき100万円 |
| 転居・防犯対策緊急支援金 | 重傷病 犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により重傷病を負った犯罪被害者 | 1の犯罪被害につき50万円 |
| 生活維持緊急支援金 | 殺人、強盗、不同意性交、ストーカー行為その他の知事が別に定める犯罪に係る犯罪被害者又は当該犯罪の行われた時に同居していた親族その他の知事が別に定める関係者であって、犯罪被害に起因して転居又は防犯対策の強化が必要となったと認められるもの | 1の犯罪被害につき、20万円と転居又は防犯対策の強化に要する額のいずれか低い額 |
| 再提訴等支援金 | 犯罪被害に起因して生計の維持が一時的に困難となったと認められる犯罪被害者等 | 1の犯罪被害につき、30万円と犯罪被害の額に相当する額のいずれか低い額 |
| 遺児等支援金 | 犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡し、又は重度の障がいを負った犯罪被害者の子、兄弟姉妹その他の知事が別に定める関係者である児童 | 児童1人1年につき、当該児童の年齢等に応じ知事が別に定める額 |

ウ イに定めるもののほか、支援金の交付の対象者、額、交付の申請その他の手続その他交付に関し必要な事項は、参加市町村と協議の上、知事が別に定めるものとする。

② 基金の積立て

ア 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が拠出する額並びに県民等から收受した寄付金等の合計額とする。

イ 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

- ③この条例で定める制度に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に申し出なければならないものとする。
④その他制度の運用について必要な事項を定める。

[令和8年4月1日施行 ほか]

議案第34号 烏取県基金条例の一部を改正する条例（財政課等）

- (1) 県内における産業集積の形成及び活性化並びに地場産業の付加価値の向上のための施策に要する費用に充てるため、新たな基金を設置するものである。
- (2) 設置目的に定める事業が終了したこと等に伴い、設置が不要となった基金を廃止するものである。

(概要)

- ①次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に必要な事項を定める。

| 名 称 | 設 置 目 的 |
|-----------|--|
| 鳥取県地域未来基金 | 県内における産業集積の形成及び活性化並びに地場産業の付加価値の向上のための施策に要する費用に充てること。 |

- ②次の基金を廃止する。

- ア 鳥取県ねんりんピック基金
イ 鳥取県原子力防災対策基金

[公布施行 ほか]

議案第35号 烏取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(行政監察・法人指導課、人事企画課)

公益信託ニ関スル法律の全部が改正され、公益信託において行政庁による認可制度が創設されたことにより、鳥取県公益認定等審議会が当該認可に係る諮問機関とされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①鳥取県公益認定等審議会条例の一部改正

鳥取県公益認定等審議会の委員に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を加える。

- ②鳥取県附属機関条例の一部改正

鳥取県公益認定等審議会の調査審議する事項に公益信託認可の申請に係る処分に関する項目を追加する。

[令和8年4月1日施行]

議案第36号 烏取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市町村課、鳥獣対策課)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務を迅速に処理するため、当該事務の一部を市町に移譲するものである。

(概要)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくクマの捕獲等の許可等に係る事務を処理する市町村等に米子市、西伯郡大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日野町及び江府町を加える。

[令和8年4月1日施行]

議案第37号 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例（医療・保険課）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の一部が改正され、省令に規定する濫用等のおそれのある医薬品に係る制度が廃止され、法に新たに指定濫用防止医薬品に係る制度の規定が設けられることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

この条例において「濫用等のおそれのある医薬品」とは、法に規定する指定濫用防止医薬品及びこれと同等に過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品（現行 省令に規定する濫用等のおそれのある医薬品及びこれと同等に過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品）をいうこととする。

〔令和8年5月1日施行〕

議案第38号 鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例（医療・保険課）

子ども・子育て支援法の一部が改正され、子ども・子育て支援金制度が創設されるとともに、国民健康保険法の一部が改正され、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金について、新たに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用が含まれるものとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

県が年度ごとに市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関する事項を定める。

〔令和8年4月1日施行 ほか〕

議案第39号 鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（子育て王国課等）

- (1) 児童福祉法の一部が改正され、地域限定保育士の資格が創設されるとともに、地域限定保育士登録を受けている者は、当該地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、業として児童の保育等を行うことができるものとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。
- (2) 児童福祉法の一部が改正され、都道府県又は指定都市が保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、内閣総理大臣の認定を受けることにより地域限定保育士試験を実施することができることとされたこと等に伴い、新たに手数料を徴収するものである。

（概要）

①鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

乳児院、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設に置かなければならない職員のうちの保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

②鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正

児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を行う事業所並びに障害児入所施設に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

③鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正

認定こども園に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

④鳥取県一時保護施設に関する条例の一部改正

ア 一時保護施設に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

⑤鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

- (ア) 地域限定保育士試験の実施に関する事務
- ・筆記試験及び実技試験の全部を免除するもの 1件につき 2,400 円
 - ・その他のもの 1件につき 12,700 円
- (イ) 地域限定保育士試験に合格したことを証する書類の再交付 1件につき 650 円
- (ウ) 地域限定保育士の登録 1件につき 4,200 円
- (エ) 地域限定保育士登録証の書換え交付 1件につき 1,600 円
- (オ) 地域限定保育士登録証の再交付 1件につき 1,100 円
- イ 知事の指定する者に地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせる場合における地域限定保育士試験の実施に関する事務の手数料について、当該地域限定保育士試験の実施に関する事務を行う者に納めなければならないものとする。

[公布施行]

議案第40号 鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例（くらしの安心推進課）

食品衛生法施行規則の一部が改正され、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業について、条例で施設基準を定めるに当たり参酌すべき基準が定められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①飲食店営業のうち、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設基準は、次のとおりとする。
- ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。
- ②知事は、許可営業者が全自動調理機により営業を行う者であるときは、当該全自動調理機ごとに許可標識を交付するものとし、許可営業者は、自らが許可営業者であることを客に示すため、交付された許可標識をその営業に使用する全ての全自動調理機の見やすい箇所に貼り付けることとする。
- ③その他所要の規定の整備を行う。

[令和8年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅政策課）

県営住宅の町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止するものである。

(概要)

次のとおり、県営住宅を廃止する。

| 名称 | 位置 | 廃止の理由 |
|---------|------------|----------|
| 土師百井団地 | 八頭郡八頭町土師百井 | 八頭町へ無償譲渡 |
| 栄第1団地 | 東伯郡北栄町亀谷 | 北栄町へ無償譲渡 |
| 浜の上第1団地 | 西伯郡大山町御崎 | 大山町へ無償譲渡 |
| 伯南第1団地 | 日野郡日南町三栄 | 日南町へ無償譲渡 |
| 伯南第2団地 | 日野郡日南町霞 | |

[令和8年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（農地・水保全課）

土地改良法の一部が改正され、市町村が機構関連事業を行うことができる事業主体に追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①市町村営機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定等した者が、当該市町村営機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、工事を完了した旨の公告があった日の属する年度の翌年度の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につき目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合等は、その者から、特別徴収金を徴収するものとし、その額は県営土地改良事業に係る特別徴収金の額に準じるものとする。

②その他所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

議案第43号 鳥取県採石条例の一部を改正する条例（治山砂防課）

採石業者における情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするため、所要の改正を行うものである。

（概要）

採石認可の基準のうち採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項について、火薬を使用するときに、あらかじめ定めた危険区域に関係者以外の進入を防止する措置として、見張人の配置以外の方法も認めることとする。

[公布施行]

議案第44号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

（会計指導課、教育人材開発課）

県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県内学校」という。）における教員の確保及び質の向上に資するため、鳥取大学において教員の免許状の授与の所要資格を得ようとする者（県内学校の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内学校において教員の業務に従事しようとするものに対して、新たに教員養成奨学金を貸し付けることに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について定めるものである。

（概要）

教員養成奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を次のとおり定める。

| 免除の条件 | 免除の範囲 |
|---|-----------|
| ア 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。 | 債務の全部 |
| イ 県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。 | |
| ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため県内学校において任期の定めのない教員の業務に従事することができなくなったとき。 | 債務の全部又は一部 |

[令和9年4月1日施行]

議案第45号 工事請負契約（鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事）の締結についての 議決の一部変更について（危機対策・情報課）

自治体衛星通信機構が定める第三世代網接続機器に関する標準規格書集の仕様変更により、適合機種及び数量の変更が必要になったことに伴い、契約金額の変更及び工事完成期限の延長を行うものである。

（変更内容）

- ・契約金額：現行 561,000,000 円 → 変更後 572,693,000 円（11,693,000 円の増）
- ・工事完成期限：現行 令和8年3月13日 → 変更後 令和8年6月30日

議案第46号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（交通政策課）

相手方：鳥取バスターミナル株式会社

貸付財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|---------------------|----|-------------------------|
| 鳥取市東品治町 107 番2 ほか5筆 | 土地 | 2,013.20 m ² |

貸付期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

貸付金額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第47号 財産を無償で貸し付けること（米子コンベンションセンター用地）について

（文化政策課）

相手方：米子市

貸付財産：行政財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|--------------------|----|--|
| 米子市末広町 295 番 ほか10筆 | 土地 | 4,572.34 m ² のうち 1,000分の67 |

貸付期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

無償貸付理由：県と米子市が締結した鳥取県立米子コンベンションセンターの管理運営に関する協定に基づき、管理運営を共同で行うため、引き続き同市の建物持分に相当する用地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第48号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について（医療政策課）

相手方：日本赤十字社中四国ブロック血液センター

貸付財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|-----------------------|----|-------------------------|
| 鳥取市江津字西皆竹 318 番1 ほか1筆 | 土地 | 4,110.71 m ² |

貸付期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

無償貸付理由：採血業の円滑な実施及び災害救援物資の備蓄のため、引き続き当該用地を無償で貸し付けようとするものである。

**議案第49号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）についての
議決の一部変更について（畜産振興課）**

公益財団法人鳥取県畜産振興協会に対して県有地の無償貸付を行っているところであるが、土地内の施設の改修工事の実施等により、同協会への無償貸付の範囲を変更するものである。
(変更の概要)

| 変更前 | | | 変更後 | | | |
|-----|--|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 種類 | 所在地 | 数量 | 種類 | 所在地 | 数量 | |
| 土地 | 鳥取市越路 字破山 737 番 1 ほか 220 筆 | 1, 918, 333. 49 m ² | 土地 | 鳥取市越路 字破山 737 番 1 ほか 220 筆 | 1, 908, 333. 49 m ² | |
| 土地 | 鳥取市河原 町北村字兵 円山 891 番 16 ほか 117 筆 | 1, 348, 434. 84 m ² | (削除) | | | |
| 建物 | 避難舎 ほか (6 棟) | 鳥取市河原 町北村字兵 円山地内 | 447. 55 m ² | | | |
| 工作物 | 雑用水 施設及 び電気 施設等 | 鳥取市河原 町北村、弓 河内及び小 河内地内 | 一式 | | | |
| 土地 | 西伯郡伯耆 町小林字水 無原 2 番 5 ほか 21 筆 | 1, 367, 551. 57 m ² | 土地 | 西伯郡伯耆 町小林字水 無原 2 番 5 ほか 21 筆 | 1, 366, 168. 83 m ² | |
| 建物 | 畜舎ほか (19 棟) | 西伯郡伯耆 町小林字水 無原地内 | 7, 780. 29 m ² | 建物 | 畜舎ほか (19 棟) | 7, 232. 22 m ² |

議案第50号 財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取大学整備事業用地）について（教育環境課）

相 手 方：鳥取市

貸 付 財 産：普通財産

| 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|----------------------------|-----|---------------------------|
| 鳥取市湖山町南四丁目 201 番 2 ほか 12 筆 | 土 地 | 6, 126. 95 m ² |

貸 付 期 間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

無償貸付理由：県が整備した公衆用道路について、市道として良好な管理を行うため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第51号 財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について（教育環境課）

相 手 方：米子市

貸 付 財 産：普通財産

| 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|--------------------|-----|--------------------|
| 米子市新開一丁目 1400 番 16 | 土 地 | 241 m ² |

貸 付 期 間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

無償貸付理由：学校の安全管理のために学校敷地に隣接する市有地を封鎖したことによる代替道路を確保するとともに、学校周辺の通行を円滑にするため、引き続き米子市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第52号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県学生寮用地）について（人権教育課）

相 手 方：公益財団法人鳥取県育英会

貸 付 財 産：普通財産

| 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|-----------------------|-----|-----------------------|
| 東京都豊島区目白四丁目 1801 番 29 | 土 地 | 462.80 m ² |

貸 付 期 間：令和8年6月20日から令和13年6月19日まで

無償貸付理由：東京都内に設置する鳥取県女子学生寮の用に供するため、引き続き公益財団法人鳥取県育英会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第53号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅土師百井団地）について（住宅政策課）

相 手 方：八頭町

譲 渡 財 産：普通財産

| 名 称 | 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|----------------|------------------------------|-----|---------------------------------------|
| 県営住宅土師 百井団地 | 八頭郡八頭町土 師百井字坂口 355 番 4 | 土 地 | 1,144.70 m ² |
| | | 建 物 | 484.60 m ² (4棟8戸、倉庫 4棟) |

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、八頭町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第54号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅栄第1団地）について（住宅政策課）

相 手 方：北栄町

譲 渡 財 産：普通財産

| 名 称 | 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|---------------|-------------------------------------|-----|------------------------------|
| 県営住宅栄第 1団地 | 東伯郡北栄町亀 谷字元谷 403 番 12 ほか 32 筆 | 土 地 | 2,441.20 m ² |
| | | 建 物 | 618.48 m ² (4棟8戸) |

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、北栄町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第55号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅浜の上第1団地）について（住宅政策課）

相 手 方：大山町

譲 渡 財 産：普通財産

| 名 称 | 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|-----------------|---|-----|---------------------------------|
| 県営住宅浜の 上第1団地 | 西伯郡大山町御 崎字東浜ノ上頭 545 番 3 ほか 7 筆 | 土 地 | 5,052.75 m ² |
| | | 建 物 | 1,328.40 m ² (8棟16戸) |

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、大山町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第56号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅伯南第1団地及び伯南第2団地）について（住宅政策課）

相 手 方：日南町

譲 渡 財 産：普通財産

| 名 称 | 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|----------------|---|-----|-------------------------------|
| 県営住宅伯南 第1団地 | 日野郡日南町三栄 字矢戸渡下モ川端 1715 番 4 ほか 2筆 | 土 地 | 2,676.80 m ² |
| | | 建 物 | 728.18 m ² (5棟10戸) |
| 県営住宅伯南 第2団地 | 日野郡日南町霞字 下モ山根キ 916 番 3 ほか1筆 | 土 地 | 1,659.00 m ² |
| | | 建 物 | 301.16 m ² (2棟4戸) |

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、日南町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第57号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（体育保健課）

和解の相手方：岡山市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 57,000,000 円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年6月7日、鳥取県立米子東高等学校のグラウンドにおいて、部活動をしていた生徒が打った野球ボールが防球ネットの孔を通り抜け、バッティングマシンを操作していた和解の相手方に当たり、視覚に障がいが生じたものである。

議案第58号 鳥取地区工業用水道における水質変化を原因とする製品被害に係る和解について（企業局経営企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 企業

乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、製品被害に係る解決金として、14,263,565 円を甲に、1,048,390 円を乙に、それぞれ支払うものとすること。

事件の概要：令和7年8月4日に発生した水質変化について、県は、同月5日に使用者からの報告により電気伝導率の上昇を認識し、同月6日に水質検査を行ったところ、同月7日に塩化物イオン濃度、硬度、蒸発残留物の値も上昇していることを確認した。水質検査の結果により、水質変化が起きていると特定できたことから、同月8日にかけて使用者に対する情報提供を行ったが、和解の相手方に製品被害が発生していたことが判明したため、この製品被害に対し、情報提供の遅延による被害拡大額を県が支払うことで和解しようとするものである。

議案第59号 権利の放棄（県営住宅家賃等）について（住宅政策課）

回収が不可能である債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

| 放棄する権利 | 金額 | 相手方 |
|--|---|---------------|
| 平成15年1月1日から平成16年5月19日までの鳥取県営住宅家賃に係る未納付額の請求権 | 164,848円 | 債務者 境港市 個人 |
| 令和4年6月1日から同年6月30日までの鳥取県営住宅家賃及び令和4年2月1日から同年5月6日までの鳥取県営住宅駐車場使用料に係る未納付額の請求権 | 県営住宅家賃 18,500円 県営住宅駐車場 使用料 4,790円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 令和5年6月1日から同年6月21日までの鳥取県営住宅家賃及び平成27年に県が債務者の代わりに行なった残置物処分に伴い発生した損害賠償金に係る未納付額の請求権 | 県営住宅家賃 12,950円 損害賠償金 55,400円 | 債務者 鳥取市 個人 |

議案第60号 権利の放棄（鳥取県育英奨学資金貸付金返還金）について（人権教育課）

回収が不可能である債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

| 放棄する権利 | 金額 | 相手方 |
|--|----------|---|
| 平成24年4月1日から平成26年3月31日までに貸し付けた鳥取県育英奨学資金貸付金に係る未返還額の請求権 | 354,258円 | 債務者 広島市 個人 連帯保証人 広島市 個人 保証人 東伯郡琴浦町 個人 |

議案第61号 権利の放棄（病院事業診療費）について（病院局総務課）

回収が不可能である債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

| 放棄する権利 | 金額 | 相手方 |
|--|----------|---------------------|
| 平成12年12月31日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 16,970円 | 債務者 八頭郡若桜町 個人 |
| 平成13年11月25日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 26,270円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 平成14年6月22日及び平成15年1月15日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 6,800円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 平成14年9月23日から同年11月10日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 11,946円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 平成18年3月1日から平成22年3月12日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 203,107円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 平成19年1月4日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 2,520円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 平成19年5月17日から同年6月7日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 261,010円 | 債務者 倉吉市 個人 |
| 平成19年6月29日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 1,323円 | 債務者 住所不明 個人 |

| 放棄する権利 | 金額 | 相手方 |
|---|-----------|--|
| 平成 20 年 4 月 25 日及び同年 5 月 2 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 8,124 円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 平成 21 年 3 月 19 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 210 円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 平成 21 年 10 月 2 日から同年 11 月 30 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 231,337 円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 平成 22 年 2 月 2 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 530 円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 平成 25 年 7 月 28 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 15,393 円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 平成 26 年 9 月 16 日から平成 28 年 8 月 26 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 977,077 円 | 債務者 八頭郡八頭町 個人 連帯保証人 八頭郡八頭町 個人 |
| 平成 28 年 6 月 7 日から同月 16 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 60,644 円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 平成 28 年 8 月 16 日から同年 10 月 11 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 87,504 円 | 債務者 八頭郡八頭町 個人 |
| 平成 30 年 12 月 24 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 15,552 円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 令和 2 年 1 月 9 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 88 円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 令和 2 年 4 月 6 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 18,711 円 | 債務者 住所不明 個人 |
| 令和 2 年 8 月 3 日から同月 21 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 86,714 円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 令和 3 年 11 月 24 日から令和 4 年 4 月 3 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 31,666 円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 令和 6 年 5 月 20 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 62,290 円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 令和 6 年 7 月 30 日から同年 9 月 13 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 37,617 円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 令和 6 年 12 月 23 日及び同月 24 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 107,893 円 | 債務者 鳥取市 個人 |
| 令和 7 年 4 月 26 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権 | 201,839 円 | 債務者 住所不明 個人 |

議案第 6 2 号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,320,000 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額
契約の相手方：戸野 克則 税理士

議案第63号 県道の路線の廃止（網代港大岩停車場線）について（道路企画課）

別の県道と重複している区間を重複解除し、残りを岩美町へ管理移管することとなったため、一般県道 294 号網代港大岩停車場線（起点：網代港、終点：大岩停車場）を廃止するものである。

議案第64号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について (農地・水保全課)

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、令和8年度から基幹水利施設ストックマネジメント事業（河川占用工作物型）、経営体育成基盤整備事業（構造転換集中対策型）及び地域ため池総合整備事業（防災ため池及び地震対策ため池）を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

| 事業区分 | 負担すべき額 |
|---|--|
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業（河川占用工作物型） ア 中山間地域 イ ア以外のもの | 工事費の100分の13に相当する額 工事費の100分の14に相当する額 |
| 経営体育成基盤整備事業（構造転換集中対策型） ア 大区画化の割合が2分の1以上5分の3未満のもの （ア）中山間地域 （イ）（ア）以外のもの イ 大区画化の割合が5分の3以上3分の2未満のもの （ア）中山間地域 （イ）（ア）以外のもの ウ 大区画化の割合が3分の2以上のもの | 工事費の100分の10.875に相当する額 工事費の100分の11.75に相当する額 工事費の100分の10.2に相当する額 工事費の100分の10.6に相当する額 工事費の100分の10に相当する額 |
| 地域ため池総合整備事業（防災ため池及び地震対策ため池） 土地改良事業に該当しないもの ア 中山間地域 イ ア以外のもの | 工事費の100分の11に相当する額 工事費の100分の16に相当する額 |

議案第65号 第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画の策定について (未来創造課)

鳥取県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、これまでの取組の成果、課題や社会情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「第6次鳥取県男女共同参画計画」として策定する「第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」について、同条例第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(概要)

計画の期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

計画の内容：基本テーマA ウェルビーイング（well-being）に向けた環境づくり

　　重点目標1 働く場における女性の活躍推進

　　重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

　　基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

　　重点目標3 生涯を通じた健康支援

　　重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

　　重点目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

　　基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

　　重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

議案第66号 専決処分の承認について

(1) 令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第9号）（令和8年1月9日専決）（財政課）

補正前の額 424,300,609千円

補正額 1,388,683千円（国庫支出金 440,960千円、繰入金 80,000千円、
起債 536,000千円、一般財源（繰越金） 331,723千円）

補正後の額 425,689,292千円

- ・1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震による被災者等支援を行うとともに、県立施設や公共土木施設等の復旧、風評被害対策等を緊急的に講じるための補正予算である。

(2) 令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）（令和8年1月9日専決）（財政課）

(収益的支出)

補正前の額 731,252千円

補正額 40,000千円

補正後の額 771,252千円

- ・1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震に係る日野川工業用水道の管路の漏水対策を講じるための補正予算である。

(3) 令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第10号）（令和8年1月23日専決）（財政課）

補正前の額 425,689,292千円

補正額 523,540千円（国庫支出金 523,540千円）

補正後の額 426,212,832千円

- ・衆議院解散に伴い実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行を行うための補正予算である。

議案第67号 職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例（人事企画課等）

人材の確保が喫緊の課題となっている職において鳥取方式短時間勤務による採用を拡大するとともに、高齢者部分休業をすることができる職員の対象年齢を50歳以上に拡充する措置を講じることにより、多様で柔軟な働き方の推進により職員の確保を図るため、関係する条例について一括して所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正
 - ア 鳥取方式短時間勤務をする職員を採用することができる職に獣医師、社会福祉主事、薬剤師、土木施工管理技士等をもって充てる職を加える。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- ②職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正
 - ア 高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳（現行 55歳）に達した職員に改める。
 - イ 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消し又は勤務しない時間の短縮の申請があった場合であって、当該高齢者部分休業を取り消し、又は勤務しない時間を短縮したとしても、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮することができるものとする。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- ③②に準じ、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、高齢者部分休業について定めた規定中高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳（現行 55歳）に達した職員に改める。

[令和8年4月1日施行 ほか]

議案第68号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）

職員が従事する原子力発電所の立入調査業務及び看護師等が従事する深夜において行われる看護等の業務の特殊性に鑑み、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①放射線取扱手当を放射線取扱等業務手当に改め、支給対象に原子力発電所の立入調査（人事委員会が定めるものに限る。）に従事したときを加える。
- ②月に8回を超えて深夜における勤務を行った場合の夜間看護手当の額を次のとおり引き上げる。
 - ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務1回当たり 4,150円（現行 勤務1回当たり 3,550円）
 - イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回当たり 3,700円（現行 勤務1回当たり 3,100円）

[令和8年4月1日施行]

議案第69号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事企画課）

令和8年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

(概要)

- | | |
|-----------|------|
| ・知事部局 | 2人増 |
| ・教育委員会事務局 | 1人減 |
| ・学校職員 | 38人減 |
| ・企業局職員 | 1人減 |

[令和8年4月1日施行]

議案第70号 鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（人事企画課）

人口減少社会に立ち向かう体制を整備するため、政策統轄総局及び令和の改新戦略本部を再編するものである。

(概要)

①政策統轄総局を廃止し、人口戦略推進本部を設置する。

②人口戦略推進本部は、次の事務を所掌する。

ア 人口減少対策に関する事項

イ 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項

ウ 産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整に関する事項

③政策統轄総局の所掌から令和の改新戦略本部に県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項並びに県民の社会参加活動の推進に関する事項を移管する。

④その他所要の規定の整備を行う。

[令和8年4月1日施行]

議案第71号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（教育人材開発課）

(1) 産業教育に従事する人材を確保するため、高等学校において農業、水産、工業等の実習を伴う科目を主として担任する教員及び実習助手に対して産業教育手当を支給することに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 公立学校に新たに研修主事等を置くこと等に伴い、所要の改正を行う。

(概要)

①職員の給与に関する条例の一部改正

次に掲げる場合に産業教育手当を支給することとし、その月額は18,000円（定時制通信教育手当の支給を受ける者は、11,000円）とする。

ア 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の教員であって高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習、商船若しくは商船実習の教諭等の免許状を有する者等が、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合

イ アの高等学校の実習助手であって人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合

②職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 高等学校において行われる実習に係る業務（科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに教員特殊業務手当を支給することとし、その額は当該業務に従事した日1日につき300円とする。

イ ①に伴い、次に掲げる特殊勤務手当を廃止する。

(ア) 倉吉農業高等学校に勤務する職員が種雄牛馬等の自然交配等の準備のため種雄牛馬等を御する作業に従事した場合等に支給する種雄牛馬等取扱手当

(イ) 職員が高所で行う実習の指導の業務に従事した場合に支給する特殊現場作業手当

(ウ) 農場等の管理業務等のうち勤務時間が割り振られている日（休日等に当たる日を除く。）の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるものに従事した場合に支給する教員特殊業務手当

ウ 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。

(ア) 部活動における児童等に対する指導業務で週休日等に行うもの

a 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満である場合 1,300円（現行 900円）

b 業務に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 2,600円（現行 1,800円）

c 業務に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 3,900円（現行 2,700円）

- d 業務に従事した時間が4時間以上5時間未満である場合 5,200円（現行 3,600円）
 - e 業務に従事した時間が5時間以上6時間未満である場合 6,500円（現行 4,500円）
 - f 業務に従事した時間が6時間以上である場合 7,800円（現行 5,400円）
- (イ) 入学者選抜における採点等の業務で週休日等に行うもの 業務に従事した日1日につき1,300円（現行 900円）
- エ 夜間定時制業務兼務手当の額を授業1時間につき1,300円（現行 授業1時間につき600円）とする。
- オ 教育業務連絡指導手当の支給対象となる業務に、次に掲げる公立学校の区分に応じ、それぞれに定める教育に関する業務に係る連絡調整等に当たる主任等を加える。
- (ア) 小学校、中学校又は義務教育学校、高等学校及び特別支援学校 研修主事
 - (イ) 小学校 生徒指導主事
 - カ その他所要の規定の整備を行う。
- ③任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- 職員の給与に関する条例の規定中産業教育手当の支給に関する規定は、特定任期付職員に適用しないものとする。

[令和8年4月1日施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年1月29日専決）

(環境立県推進課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 4,798 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年11月28日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方使用の軽乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年1月29日専決）

(道路企画課)

和解の相手方：甲 兵庫県加西市 個人

乙 兵庫県姫路市 企業

丙 神戸市 企業

丁 加西市

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 450,500 円を甲に、229,090 円を乙に、人身損害に対する損害賠償金 162,200 円を甲に、419,946 円を丙に、40,321 円を丁に、それぞれ支払うものとすること。（県過失 10 割）

事故の概要：令和7年2月25日、和解の相手方甲が、小型乗用自動車で一般県道大山口停車場大山線を走行中、沿道の樹木から落下してきた雪が当たり、同車両が破損するとともに和解の相手方甲が負傷したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年1月29日専決）

(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市

和解の要旨：県は、損害賠償金 23,023 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年1月30日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するガードレールに衝突し、同ガードレールを破損させたものである。

(4) 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和8年2月3日専決）（医療政策課）

学校教育法の一部が改正され、専修学校の専門課程の在籍者の呼称が改められることに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

次に掲げる条例により設置する各専修学校の専門課程の在籍者の呼称を学生（現行 生徒）に改める。

ア 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例

イ 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例

[令和8年4月1日施行]

(5) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和8年2月3日専決）

(会計指導課、医療・保険課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

手数料の徴収について定めた規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。

[令和8年5月1日施行 ほか]

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業未来創造課）

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

令和8年1月1日現在 48人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 5件